

児童扶養手当

について

【児童扶養手当とは】

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るために、支給される手当です。

※所得制限があります。



【現況届のお知らせ】

手当を受けている方(支給停止の方を含む)は、毎年8月に現況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を審査するもので、この届の提出がなければ11月分以降の手当を受けることができません。2年間、届が未提出になると、受給権が消滅してしまいます。期限までに必ず提出してください。

受付期間

8月1日(金)～8月29日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日は除く)

※8月12日(火)は、町民税務課のみ午後7時まで受け付けます。

受付場所

町民税務課、今庄事務所、
河野事務所

問合せ

町民税務課
☎0778-47-8005

特別児童扶養手当

について

【特別児童扶養手当とは】

精神または身体に障がいをする児童を監護している父または母や、父母に代わって児童を養育している方に支給される手当です。

※所得制限があります。



【所得状況届のお知らせ】

手当を受けている方(支給停止の方を含む)は、毎年、所得状況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を審査するもので、この届の提出がなければ8月分以降の手当を受けることができません。2年間、届が未提出になると、受給権が消滅してしまいます。期限までに必ず提出してください。

受付期間

8月12日(火)～9月11日(木)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日は除く)

※8月12日(火)は、町民税務課のみ午後7時まで受け付けます。

受付場所

町民税務課、今庄事務所、
河野事務所

問合せ

町民税務課
☎0778-47-8015

定額減税補足給付金

(不足額給付)について

令和6年度に「定額減税」(納税義務者および扶養親族等1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度の個人住民税所得割から1万円の計4万円の減税)が行われました。



この定額減税の実施に伴い、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、当初調整給付として「調整給付金」が支給されました。

「定額減税補足給付金(不足額給付)」とは、令和6年分の所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。この給付の対象となる方には、8月中旬に通知を行う予定です。

不足額給付についての詳細は、内閣官房ホームページをご覧ください。



内閣官房
ホームページ

問合せ

町民税務課
☎Tel 0778-47-8014